

# 入所申込に係る確認書

第1希望施設名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

入所希望児童名 \_\_\_\_\_

## I. 入所できなかった場合 ※以下希望する番号に○をつけてください。

- (1) 引き続き入所を希望する（新年度は別途申し込みが必要です）
- (2) 申込みを取り下げる（取下届の提出が必要です）

## II. きょうだいで同時申込みの場合 ※該当の方は、以下希望する番号に○をつけてください。

- (1) 同じ施設に同時でなければ入所しない
- (2) 別々の施設でも同時であれば入所する
- (3) 一人でも先に入所する（児童名 \_\_\_\_\_）

\*一人だけ入所した場合も就労等の開始が必要です。

## III. きょうだいが入所希望月に保育所に在籍している場合

※該当の方は、以下希望する番号に○をつけてください。

- (1) きょうだいが在籍している施設以外は希望しない
- (2) 同じ施設に空きがない場合は別の施設でも入所を希望する。

## IV. 求職を理由に入所申込みの場合

求職の場合、下記の確認書にご署名ください。

< 確 認 書 >

求職を理由に申込みをしますが、入所できましたら2ヶ月以内に就労します。

2ヶ月以内に「就労証明書」を提出できない場合は、退所届を提出します。

年 月 日

保護者氏名

## V. 復職（育児休業終了後）を理由に入所申込の場合

育児休業中の場合、入所月の翌月までに育児休業を終了し、職場へ復帰することが入所の条件となります。下記の確認書にご署名ください。

< 確 認 書 >

入所月の翌月までに「復職証明書」を提出できない場合は退所届を提出します。

年 月 日

保護者氏名

## VI. 出産等の理由に入所申込みの場合

出産等の場合、入所承諾期間は出産予定月の1ヶ月前・出産後2ヶ月までです。下記の確認書にご署名ください。

< 確 認 書 >

出産等を理由に申込みをし、出産後2ヶ月で退所届を提出します。

年 月 日

保護者氏名

## 保育所等利用申込に係る説明事項確認書

確 認 項 目	確認欄
1 羽生市内保育所等を希望する場合、事前に施設へ申込の上、申込児童と見学が必要になります。申込時点で見学されていない場合は、希望されていても選考が出来ない場合があることについて理解した上で、申し込みます。	<input type="checkbox"/>
2 <u>申込みの内容が事実と異なる場合は、入所内定や決定を取り消すことがあります。</u>	<input type="checkbox"/>
3 <u>申込み後、家庭状況（結婚、離婚、妊娠等）、お仕事の状況（勤務先や勤務時間の変更等）、申込み児童の健康状態（アレルギー等）等が変わった場合には至急ご連絡ください。ご連絡がない場合、入所内定や決定を取り消すことがあります。</u>	<input type="checkbox"/>
4 申し込みに必要な書類は、申し込み締め切り日までに必ず提出してください。書類不備の場合は入所選考が行えません。期限後に提出された場合は、次回の選考から審査対象となります。	<input type="checkbox"/>
5 提出された書類は返却できません。必要な場合は、あらかじめご自身でコピーを用意してください。	<input type="checkbox"/>
6 提出書類の内容について、職場やご家庭に、電話などして調査する場合があります。	<input type="checkbox"/>
7 希望の施設は全て入所したい順番で書いてありますか。	<input type="checkbox"/>
8 就労時間の最低基準はご理解いただけましたか。（月 64 時間以上の勤務が必要です）	<input type="checkbox"/>
9 同一世帯に幼稚園等通園のため入所申込みしない未就学児童がいますか？	<input type="checkbox"/> います（            ）幼稚園 <input type="checkbox"/> いません
10 入所後お子さまが施設に無理なくなじめるよう、短い保育時間から徐々に通常の保育時間にしていきます。	<input type="checkbox"/>
11 入所後、保育を必要とする理由や家庭状況（退職・転職、勤務時間の変更や妊娠・出産、転出、退所など）が変わった場合、すぐに届出が必要となります。 <u>認定変更申請〆切は毎月 10 日です。</u>	<input type="checkbox"/>
12 求職や出産等による場合の保育期間はご理解いただけましたか。 <u>※入所後お仕事を辞めてしまった場合、退職後 2 ヶ月迄、出産後も 2 ヶ月迄です。</u>	<input type="checkbox"/>
13 保育所等に入所できなかった場合は、初回のみ「保育利用保留通知書」を送付します。それ以降は、入所ができる場合のみ、入所開始月の前月 20 日以降に入所承諾通知書を送付します。	<input type="checkbox"/>
14 保育料を算定するための課税情報等（マイナンバーによる情報照会を含む）が確認できない場合、保育料が該当する年齢の最高額となる場合があります。	<input type="checkbox"/>
15 保育料の変更がある場合、変更となるのは申請のあった月の翌月からとなります。	<input type="checkbox"/>
16 保育料が納入期限までに納入されない場合、滞納処分を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
17 保育料の滞納（卒園児を含む）がある世帯は入所選考において、不利になります。	<input type="checkbox"/>
18 <b>保育料は、口座振替でお願いします。（扶養義務者名義の口座をご利用ください）</b>	<input type="checkbox"/>
19 自由意見欄 <家庭状況について、窓口で話しにくいこと、伝えておきたいこと等ありましたらご記入ください>	

上記確認書の事項について了承し、保育所等の利用申込を行います。

年        月        日

提出保護者署名 \_\_\_\_\_

児童氏名 \_\_\_\_\_